

周南市ふるさと納税管理代行及び寄附推進業務  
プロポーザル実施要領

1 目的

この実施要領は、周南市ふるさと納税管理代行及び寄附推進業務（以下「本業務」という。）の契約の相手方となる事業者を公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定めるものです。

2 業務の概要

(1) 業務名

周南市ふるさと納税管理代行及び寄附推進業務

(2) 業務の目的

周南市ふるさと納税管理代行及び寄附推進業務仕様書（以下、「仕様書」という。）のとおりです。

(3) 業務内容

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和8年10月1日 から 令和11年9月30日まで

(5) 履行場所

周南市内及び本市が指定する場所

(6) 委託業務にかかる経費負担

受託者に支払う経費は次のとおりとします。

ア 業務委託料

寄附額に対して、受託者が提案した率（2の（8）で指定する率の範囲内）を乗じて算出された額に、消費税及び地方消費税を含めた額を支払います。なお、寄附額は、仕様書の「5 前提」に記載の①～⑤のポータルサイト経由での寄附金額及びポータルサイトを經由しない寄附金額の合計とします。ただし、受託者において返礼品の発注や配送管理を行わない寄附については除きます。（災害支援に関連した寄附等。）

イ 返礼品提供に係る代金

① 返礼品代金

返礼品代金（梱包代等の諸経費、消費税及び地方消費税を含む。）として実費を支払います。なお、返礼品代金に中間手数料等を上乘せすることは一切認めません。

② 返礼品配送料

返礼品の送付費用として実費（消費税及び地方消費税を含む。）を支払います。配送方法については、過剰包装ではない最低限の包装が

つ返礼品の品質に影響を及ぼさない方法によります。なお、配送料  
に中間手数料等を上乘せすることは一切認めません。

(7) 委託料に含まない経費

市が別途契約しているポータルサイトの手数料、クレジットカード等の  
決済手数料、受領証明書発行代行委託料、ワンストップ特例申請受付手数料  
は、委託料に含みません。

(8) 業務委託料の提案上限率

2の(6)のアの業務委託料の提案上限率は、下記のとおりとします。

寄附金額の6.5%以内（消費税及び地方消費税を除く。）
-----------------------------

### 3 参加要件

本プロポーザルに参加をしようとする者は、次に掲げる参加資格要件を全  
て満たしていることが必要です。なお、複数企業の共同経営体での応募は認  
めません。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及  
び第2項の規定に該当しない者であること。

(2) 参加表明書の提出時点において、令和8・9年度「周南市競争入札参加  
資格者名簿（業務委託）」において、次の①～③のいずれかに登録がある者  
であること。

①（大分類）5「コンピュータサービス」の（小分類）3「データ処理」

②（大分類）6「企画・製作」の（小分類）8「ホームページ作成」

③（大分類）99「その他」の（小分類）18「コールセンター」

又は、令和8年7月1日時点において登録見込みの者であること。ただし、  
登録見込みの者について、令和8年7月1日時点で登録が認められなかつ  
た場合は、その時点で参加資格を失います。

(3) 参加表明書の提出の日から契約締結までの間において、指名停止の措置  
を周南市から受けていない者又は受けることが明らかである者でないこと。

(4) 周南市入札契約からの暴力団等排除要綱（平成24年周南市要綱第37  
号）別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。

### 4 参加手続

(1) 実施要領・仕様書等の確認

① 公告日

令和8年6月10日（水）

② 公告方法

周南市公式ホームページ

③ 関係書類の入手方法

本プロポーザルに係る実施要領等の関係書類は、下記の周南市ホームペ  
ージからダウンロード可能です。また、地域振興部移住交流推進課でも

配布します。

URL <https://www.city.shunan.lg.jp>

(トップページから 雇用・事業者向け情報>市の入札・プロポーザル情報・結果>プロポーザル情報・結果)

## (2) 参加表明書の提出

### ① 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する者は、本実施要領、仕様書及び周南市契約に関する規則等の各規定を理解した上で、次のとおり必要書類を提出してください。

ア 参加表明書【様式2】※押印不要

イ 会社概要(任意様式。パンフレット等でも可。)

ウ 履行実績調書【様式3】

### ② 提出期間

公告の日から令和8年6月30日(火)まで。(受付時間帯は、土日祝日を除く9時から17時までとします。)

### ③ 提出場所

周南市地域振興部移住交流推進課

### ④ 提出方法

郵送又は持参(いずれの場合も提出期限必着とします。)

※郵送による場合は、書留郵便又はレターパック等の配達記録が残る方法とします。また、郵便事故等により書類が提出先に到達しなかったことによる異議を申し立てることはできません。

※持参による受付時間は、土日祝日を除く9時から17時までとします。

### ⑤ 提出部数

提出書類は、各1部とします。

### ⑥ 参加資格確認結果

参加表明書提出者に対し、参加資格審査結果【様式4】を電子メール及び文書で送付します。

## 5 質問の受付及び回答

### (1) 質問方法

質問は、質問票【様式1】によるものとし、電子メールにより「12 問い合わせ先・書類提出先」に提出してください。なお、質問票提出後には、必ず電話により受信確認を行ってください。

### (2) 受付期間

#### ① 参加表明及び実施要領に関すること

令和8年6月10日(水)9時から令和8年6月19日(金)17時までとします。(受信確認は、土日祝日を除く9時から17時までと

します。)

- ② 企画提案書の作成、提出に必要な事項及び仕様書に関すること

令和8年7月2日(木)9時から令和8年7月8日(水)17時までとします。(受信確認は、土日祝日を除く9時から17時までとします。)

(3) 回答方法

- ① 参加表明及び実施要領に関すること

令和8年6月25日(木)17時まで、随時、周南市公式ホームページに掲載します。

- ② 企画提案書の作成、提出に必要な事項及び仕様書に関すること

令和8年7月13日(月)17時まで、随時、参加資格適合者に対して、電子メールにより行います。

なお、参加表明書提出者以外からの質問には回答しません。

6 企画提案書等の作成及び提出

(1) 提出書類

本プロポーザルの参加者は、次のとおり企画提案書等を提出してください。作成に当たっては、企画提案書等作成要領を参照してください。

- ① 企画提案書表紙【様式5】

- ② 企画提案書(任意様式)

- ③ 見積書【様式6】

- ④ 業務実施体制(任意様式)

・組織図(業務体制がわかりやすく記載されたもの)

- ⑤ 返礼品等複数サイト管理業務の実績(任意様式)

・現在までの請負(受託)業務自治体数

・現在までの返礼品開発実績

- ⑥ 連携可能寄附申込みサイト調書(任意様式)

(2) 提出期間

令和8年7月2日(木)から令和8年7月16日(木)まで。(受付時間帯は、土日祝日を除く9時から17時までとします。)

(3) 提出場所

周南市地域振興部移住交流推進課

(4) 提出方法

郵送又は持参(いずれの場合も提出期限必着とします。)

※郵送による場合は、書留郵便又はレターパック等の配達記録が残る方法とします。また、郵便事故等により書類が提出先に到達しなかったことによる異議を申し立てることはできません。

※持参による受付時間は、土日祝日を除く9時から17時までとします。

(5) 提出部数

提出部数は、正本1部、副本10部とします。

## 7 選定方法

### (1) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案書等を提出した事業者を対象に、提出書類に基づくプレゼンテーション及びヒアリングを行います。

企画提案書提出者が多数の場合は、書類審査とヒアリング等を分けて実施する2段階での選定となる場合があります。

企画提案書の提出者が1者の場合でも、当該企画競争は成立します。

#### ① 開催予定日

令和8年7月27日(月) ※正式な日程・時間等は別途通知します。

#### ② 開催予定場所

周南市役所本庁舎(山口県周南市岐山通1丁目1番地)

#### ③ 実施要領

ア 事業者の出席者は3人まで

イ プレゼンテーションの順番、時刻は、別途通知します。

ウ プレゼンテーションの時間は1社45分以内(説明20分以内、質疑25分以内)を予定。

#### ④ 機材について

スクリーンは本市で用意しますが、パソコン、プロジェクター及びその他必要な物品は参加事業者が用意してください。

#### ⑤ その他

プレゼンテーションは、既に提出された企画提案書に記載された内容(文章・図・表・画像・スケッチ等)を基に項目順に説明してください。

また、プレゼンテーションにあたっては、会社名及び会社名が認識できるようなロゴや商品ブランド名等の掲出、口頭での説明を禁止します。

### (2) 受託候補者の選定

#### ① 評価会の設置

企画提案書等の評価は、市が設置する「周南市ふるさと納税管理代行及び寄附推進業務プロポーザル評価会」が行います。

#### ② 評価方法

履行実績、業務実施体制、企画提案内容、プレゼンテーション・ヒアリング内容及び見積書で提案した率等を評価基準に基づき総合的に評価します。

#### ③ 受託候補者の決定

各評価者の評価点の合計点が最も高い提案を行った事業者を、受託候補者として選定します。

なお、同点の場合は、評価項目の「業務遂行能力」に係る評価点の高い者を受託候補者とし、それでもなお同点の場合は、見積書で提案した

率が低い者を受託候補者とします。

④ 最低基準点の設定

各評価者の持ち点の合計を満点とし、その6割を最低基準点とします。それ以上の点数を得た者がいなかった場合は、受託候補者の決定は行いません。

⑤ 選定結果

選定結果は、令和8年7月30日（木）にプロポーザル参加者全員へ「選定結果通知書【様式8】」を電子メール及び文書で通知予定です。また、令和8年8月21日（金）以降、選定結果を周南市公式ホームページで公表します。

【選定結果の公表事項】

ア 特定された受託候補者名、評価点及び選定理由

イ 参加者の名称（50音順）

ウ 参加者の評価点（点数順）

※イとウの対応関係は、明らかにしません。参加者が2者以内の場合は、特定された受託候補者の評価点のみ公表します。

※選定結果等についての異議申し立ては受け付けませんので、あらかじめご了承ください。

8 評価基準及び配点

評価基準と配点は、次の表のとおり。

項目	評価項目	評価基準	配点
業務理解度	制度理解・例規等遵守	ふるさと納税の趣旨や目的、関連する例規や通知等について、正しく理解できているか。 制度変更等に対応できているか。 ふるさと納税に関し、全国の状況及び本市の強みや課題等について、適切に分析できているか。	5
業務遂行能力	業務実績	令和3年以降の類似業務実績を十分に有しており、本市のふるさと納税を安定的に運営し、かつ寄附額を増大させるにあたってその知識・経験等を十分生かすことが期待できるか。 【計算式】 履行実績調書【様式3】記載の特筆すべき成果を伴う業務実績の件数	5
	実施体制	業務実施にあたって十分な人員配置及び組織体制が確保されているか。 山口県内や市内に営業所等の設置やその予定、その他担当者の来市体制はあるか。	5

	実施スケジュール	前受託者からの引継ぎ等のスケジュールが具体的に示され、効率的に寄附受付の現状復旧が可能か。	5
	リスク対応	寄附者からの多様な相談・苦情等に対して丁寧かつ責任を持った対応や、返礼品の供給不足や在庫切れへの対応、情報セキュリティの確保ができる体制が整えられているか。	5
企画・提案力	寄附金管理システムの運用	寄附金や返礼品の受発注等を管理するシステムについて、適切な管理が期待できるか。	5
	Web・ポータルサイト管理	SEO対策の具体的手法や、各ポータルサイトの特性を生かした差別化戦略が示されており、寄附額増加が期待できるか。	15
	返礼品の発掘・充実	出品事業者と連携した既存返礼品の強化や新たな返礼品・事業者の発掘、返礼品開発に向けた具体的提案や出品事業者に対する支援等の提案がなされているか。	15
	広報・プロモーション	新たな寄附者獲得に向けた広告戦略等が、客観的な根拠とともに提案されているか。 返礼品の種類・価格による寄附件数と寄附額の変化、寄附者の属性、リピート意向等に関するデータ分析を行い、業務実施のPDCAサイクルが実施できるか。	15
	独自提案	仕様書に記載のない、又は記載内容を超えるもので、本事業の目的達成に有益と考えられる提案（寄附額向上のための提案や経費削減のための提案等）があるか。ただし、提案上限率の範囲内での提案に限る。	10
	企画・提案の実現性	企画提案内容の実現性が高いと見込まれるか。	10
経済性	委託料率	企画提案内容に見合った適正な見積委託料率となっているか。 <b>【計算式】</b> 配点×（提案価格のうち最低委託料率） / （提案者の委託料率） ※小数点以下切捨て	5
合計			100

## 9 プロポーザル実施スケジュール

本プロポーザルは、次のスケジュールで実施します。

① 公募型プロポーザル実施公告	令和8年6月10日(水)
② 実施要領等に関する質疑受付	令和8年6月10日(水)から令和8年6月19日(金)まで
③ 実施要領等に関する質疑回答	令和8年6月25日(木)まで
④ 参加表明書の提出期限	令和8年6月30日(火)17時必着
⑤ 参加表明者の確認結果の通知	令和8年7月2日(木)
⑥ 企画提案書等の受付期間	令和8年7月2日(木)から令和8年7月16日(木)17時必着
⑦ 企画提案書の評価及びヒアリングの実施	令和8年7月27日(月)予定
⑧ 選定結果の通知	令和8年7月30日(木)発送予定
⑨ 業務委託契約の締結	令和8年8月17日(月)予定
⑩ 選定結果等の公表	令和8年8月21日(金)予定

## 10 契約（受託候補者特定後）

### (1) 提案内容の調整

受託候補者の企画提案書等の記載内容が、原則として契約締結時の業務内容となりますが、本業務の目的達成のため、受託候補者との協議により、内容を修正・変更する場合があります。

### (2) 契約の締結

選定された受託候補者との協議が整い次第、周南市契約事務規則（平成15年周南市規則第51号）に基づいて契約を締結することとします。なお、受託候補者との契約締結ができないと判断した場合は、評価点の次点者と契約締結に向けた交渉を行います。

## 11 留意事項

### (1) 失格事項

参加表明書、企画提案書等の提出された書類について、次の条件のいずれかに該当する場合は、提出書類の全てを無効とし、その者を失格とします。

- ① 提案を行った事業者が、参加資格要件を満たさなくなった場合
- ② 提出書類に不備又は虚偽の記載等があった場合
- ③ 実施要領等で示された提出書類について、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- ④ 評価の公平性に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
- ⑤ プレゼンテーション及びヒアリング等を開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合
- ⑥ 見積委託料率が実施要領に示している提案上限の率を超える場合

- ⑦ 公告及び実施要領等に違反すると認められた場合
  - ⑧ 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合
- (2) その他の留意事項
- ① 企画提案書の作成及び提出、その他プロポーザルに要する経費は、原則として参加者の負担とします。
  - ② 緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがあります。この場合において、本プロポーザルに要した費用を市に請求することはできません。
  - ③ 企画提案書は、1事業者につき1案とし、複数の提案はできません。
  - ④ 提出された参加表明書、企画提案書等は返却しません。
  - ⑤ 提出期限後における参加表明書、企画提案書等の差し替え又は再提出は認めません。(市からの指示があった場合を除く。)
  - ⑥ 手続きにおいて用いる言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨とします。
  - ⑦ 参加表明書の提出後又は企画提案書の提出後に参加を辞退する場合は、速やかに辞退届【様式7】により、担当課へ届け出てください。
  - ⑧ 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとします。ただし、市が受託候補者の選定に必要な範囲において、無償で使用(複製、転記又は転写をいう。)することができるものとします。また、情報公開請求があった場合は、周南市情報公開条例(平成16年周南市条例第36号)に基づき公開することがあります。
  - ⑨ 参加表明者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできません。
  - ⑩ 企画提案書に含まれる著作権、特許権等日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した場合、生じた責任は企画提案書の提出者が負うものとします。
  - ⑪ 電子メール等の通信事故については、本市はいかなる責任も負いません。

## 1.2 問い合わせ先

所在地 〒745-8655 山口県周南市岐山通1丁目1番地  
担当部署 周南市地域振興部 移住交流推進課  
交流推進・ふるさと納税担当 担当者：松田、関  
電話番号 0834-22-8238  
FAX 番号 0834-22-8428  
E-mail ijukoryu@city.shunan.lg.jp